

秋の交通安全市民運動

令和7年9月21日(日)～9月30日(火)

交通ルール 守って笑顔 晴れの国



岡山市交通安全キャラクター
まもも

運動重点

- ★ 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ★ ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- ★ 自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- ★ 横断歩行者優先の徹底
- ★ 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
- ★ スピードダウンの励行
- ★ 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

交通事故死
ゼロを目指す日

9/30(火)

運動重点

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

- ・横断歩道を渡る、信号機のあるところではその信号に従うなど、交通ルールを守りましょう。
- ・道路を横断するときは、運転者に手と目で合図をし、横断中も周囲の安全を確認しましょう。
- ・反射材用品やLEDライト、明るい目立つ色の衣服を使用・着用しましょう。



ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

- ・歩行者優先を意識し、歩行者や他の車両に対して思いやり・ゆずり合いの気持ちを持って運転しましょう。
- ・妨害運転（あおり運転）などの危険な運転はやめましょう。
- ・全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- ・自転車や電動キックボード等に乗るときはヘルメットを着用しましょう。
- ・万が一に備え、損害賠償責任保険等に参加しましょう。
- ・交通ルールを守って安全に運転しましょう。
- ・傘差しやスマートフォン使用による片手運転、イヤホンの使用など、危険な「ながら運転」はやめましょう。



自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

横断歩行者優先の徹底

- ・横断歩道での歩行者優先は「交通ルール」です。歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、必ず止まりましょう。
- ・「ダイヤモンド」の先には横断歩道があります。歩行者に注意しましょう。



運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

- ・運転中にスマートフォンを手に持ち話したり、画面を注視する「ながら運転」は大変危険です。絶対にやめましょう。
- ※ 道路交通法が改正され、令和6年11月から自転車運転中のスマートフォン等を使用した「ながら運転」の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。令和8年4月からは、自転車の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されます。

スピードダウンの励行

- ・スピードの出し過ぎは、重大事故につながります。心と時間にゆとりをもって、安全な速度で運転しましょう。

自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

- ・他の歩行者や車両への迷惑にならない運転を心がけましょう。
- ・用水路等への転落事故に気をつけましょう。
- ・自転車のヘルメット非着用時は、着用時と比べて事故での致死率が高くなります。命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。
- ・保護者の方は、小学生以下のお子さんが自転車に乗る場合にはヘルメットを着用させましょう。